

契約における再委託等の取扱いについて

国立環境研究所（以下「NIES」という。）の業務を受注いただいている皆様方におかれましては、日頃
からご協力、ご尽力いただき、誠にありがとうございます。

NIES が発注する業務においては、業務の処理を第三者（再委託等先が受注者様の子会社（会社法（平
成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に再委託
等してはならないこととしています。ただし、再委託等承認申請書（別紙）をNIESに提出し、承認を得
た場合は、再委託等を認めております。再委託等の考え方については、下記のとおりです。

記

1. 再委託等の考え方

契約における再委託等の必要性については、次の点に十分配慮した上で判断するものとします。

- ① 再委託等は、本来受注者が自ら行うべき業務の一部を効率性、合理性等の観点から例外的に外部に
発注するものであることから、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委
託等してはならない。また、個人情報の取扱いに係る業務は原則として再委託等してはならない。
- ② 国立研究開発法人国立環境研究所会計規程に基づき「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」
として随意契約する業務にあつては、再委託等しようとする業務を別発注とすることも含め、再委
託等する業務内容が契約相手方を選定した際の理由（随意契約理由）と矛盾することのないよう十
分考慮する。

（注1）「再委託等」とは、NIES が発注する業務において、受注者が業務の処理を第三者に委託し又は
請け負わせることをいう。

（注2）子会社への再委託等であっても、他の会社への再委託等と同様に、再委託等の制限の対象であ
る。

（注3）再委託等の金額が契約金額の50%以上になる場合、再委託等を認めない場合がある。
なお、委託契約において再委託等を行う場合については、再委託等を行う業務に係る経費が直
接経費の50%以上になることは認めない。

（注4）再委託等承認申請書に記載した再委託等を行う業務の範囲及び再委託等を行う業務に係る経費等
が変更になる場合は、改めて再委託等承認申請書（変更）の申請が必要となる。

（注5）一般競争（総合評価落札方式）における提案書（実施体制）にて、再委託先が明記されている
場合についても、再委託金額等を明らかにした再委託等の承認に係る手続きを実施する。
ただし、委託契約における実施計画書に予め再委託先及び再委託金額が明記され、契約を締結
したもののについては、再委託等の承認に係る手続きは不要である。

総務部会計課 契約第一係[内線 3226] E-mail : kei1@nies.go.jp	契約第二係[内線 2812] E-mail : itaku-keiyaku@nies.go.jp
---	---

再委託等承認申請書

平成 年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 [氏名] 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委託等したく、本件契約書第 条の規定に基づき承認を求めます。

記

- 1 業務名：
- 2 契約金額： 円 (税込)
- 3 再委託等を行う業務の範囲：
- 4 再委託等を行う業務に係る経費： 円 (税込)
- 5 再委託等を必要とする理由：
- 6 再委託等を行う相手方の商号又は名称及び住所：
- 7 再委託等を行う相手方を選定した理由：